

「OFFICE 家賃支援給付金」の申請が始まります！

新型コロナの影響を受けている事業者の方に対する新たな支援策が今月(7月)から始まります。新たな支援策である「家賃支援給付金」について皆様にお知らせします。



Q1 「家賃支援給付金」って何？

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少等に直面する事業者の事業継続を支えるため、**地代・家賃の負担を軽減することを目的として、借主(事業者)に対して給付金を支給する制度**です。

※ 簡単に言えば・・・

「地代・家賃の一部を国が補助してくれる制度」
ということになります。



Q2 誰に給付されるの？

次の①～③の**すべてに当てはまる方**が給付対象となります。

- ① 資本金10億円未満の法人又は個人事業者
- ② 本年**5～12月**の売上高が次のいずれかに該当
 - イ 任意の1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少した
 - ロ 連続する3ヶ月の売上高の合計額が前年同期比で30%以上減少した
- ③ 他人の土地・建物を自らの事業のために直接占有・使用し、賃料を支払っている

※ 簡単に言えば・・・

「売上が前年より大幅に減少した事業者のうち、地代・家賃を支払っている方」ということになります。



Q3 申請はいつから行えるの？

給付金の申請は、**2020年7月14日から2021年1月15日**までの期間(7月7日現在)に、パソコンやスマートフォンを使って、**Web上**(家賃支援給付金ホームページ)で**申請**をすることになります。





Q4 いくら給付されるの？

申請時の直近1ヵ月における支払賃料を基に計算した給付額の6倍（最大で法人600万円、個人事業者300万円）が一括支給されます。

【支給額の目安】

	支払賃料(月額)	給付額(月額)の計算方法
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+(支払賃料-75万円)×1/3 (※月額100万円が上限)
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+(支払賃料-37.5万円)×1/3 (※月額50万円が上限)

※簡単に言えば…

「半年分の家賃等の2/3を支給」ということになります。



Q5 申請する際に必要な書類は？

次の書類を画像データで提出することとなります。特に、③の書類については、申請に使えないこともありますので注意が必要です。また、特例で申請される場合は、他の書類も併せて提出することになります。

- ① 誓約書
- ② 申請した売上等を確認するための書類
(確定申告書、事業概況説明書(青色決算書)、e-Tax受信通知、売上台帳など)
- ③ 貸家・貸地の賃貸借契約書及び直前3ヶ月間の賃料の支払実績を証明する書類
(預金通帳等、振込明細書、領収書、所定の様式で作成した賃料支払証明書など)
- ④ 給付金の振込口座を確認する書類
- ⑤ 申請者の本人確認書類(※個人事業者の方のみ)



Q6 家賃等の支払いがあれば給付されるの？

地代や家賃等の支払いがあっても、必ず給付されるとは限りません。次の①～③の賃貸借契約に該当する場合、給付の対象外とされます。

- ① 転貸(又貸し)を目的とした契約
- ② 貸主と借主が実質的に同じ人物である契約
(貸主が借主の代表取締役や会社法上の親会社又は子会社の場合など)
- ③ 貸主と借主が配偶者又は一親等以内の親族である契約
(貸主が借主の夫、妻又は親子である場合など)



ご不明な点がございましたら、遠慮なく担当者にお尋ねください!!

